

議会棟の受動喫煙防止対策の現状について

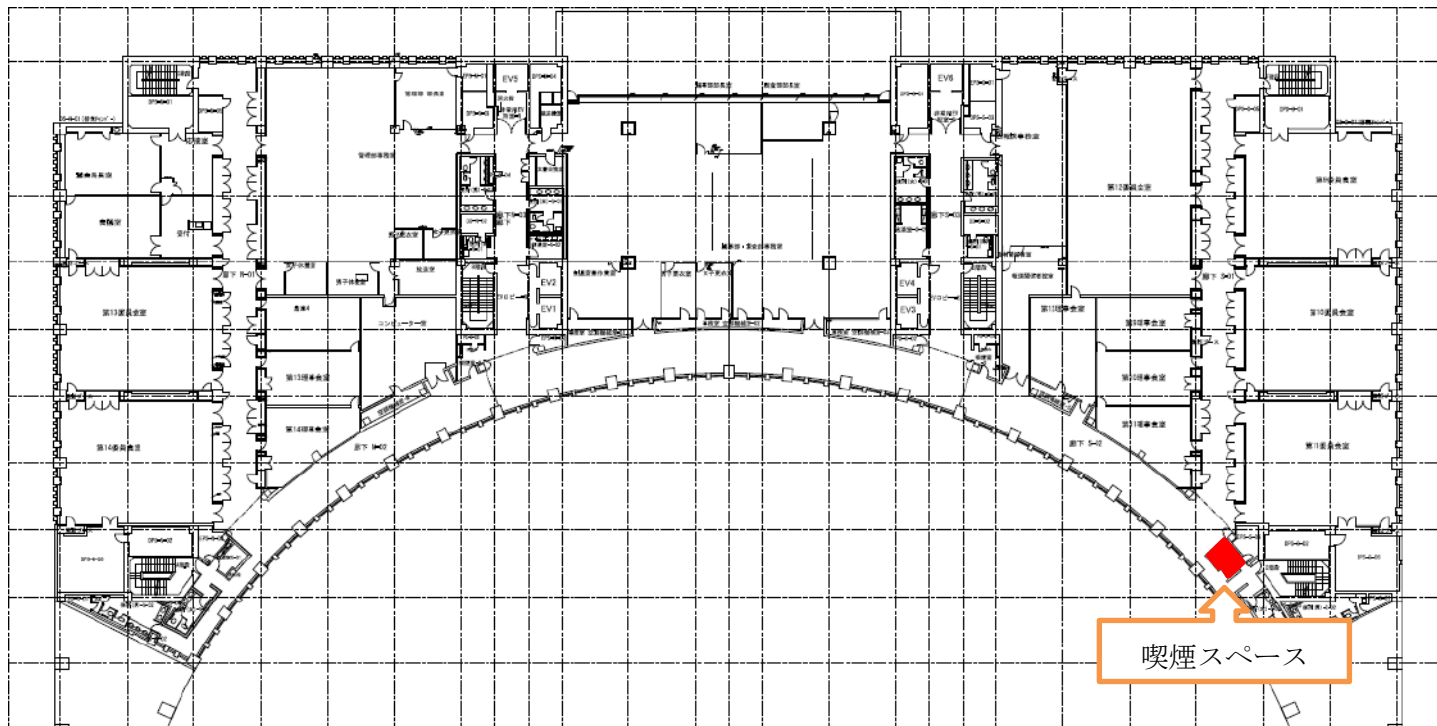
(現在の状況)

区 分	内 容	備 考
議場	禁煙	会議規則 109条
委員会室	全委員会が禁煙	各委員会の申合せ
喫煙スペース	5階：2か所 4階：1か所	別添、図面参照 ※屋外への排気装置を設置

※参考

- ・ 議事堂の管理区分(原則) 2階から7階 ⇒ 議会局
1階 ⇒ 財務局
- ・ 議会レストラン：座席による分煙
- ・ 議会局管理外の喫煙スペース
1階：1か所、地下：食堂街に1か所

都議会議事堂 4階



都議会議事堂 5階

